

# 湯河原町教育大綱

平成 28 年 2 月  
湯河原町



# 第 1 章 教育大綱の基本的な考え方

## 1 教育大綱の考え方

湯河原町の教育行政は、「ゆがわら 2011 プラン」の教育に関する政策目標及び「湯河原町教育委員会基本方針」に基づき、目指すべき目標や将来像の実現に向け、様々な施策に取り組んでいます。

このたび、総合教育会議での協議を経て策定した教育大綱は、これまでの教育行政における目標や取り組み方針を、社会情勢の変化や多様化する住民ニーズ、また、新たに生じる課題等に対して、柔軟に、かつ、的確に対応するため、4つの「基本方針」と特に重点的に取り組むべき施策の目標として5つの「基本目標」を掲げ、それらを具体化するため個々の実施項目により、教育大綱として決めました。

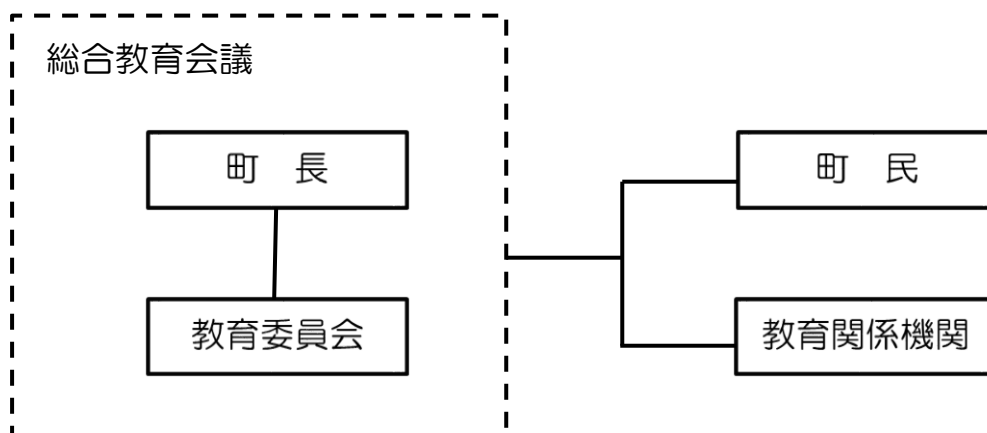
なお、教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき決めました。

## 2 教育大綱の期間

教育大綱の期間は、平成 28 年 4 月から平成 32 年 3 月までの 4 年間とします（見直しは、随時行います）。

## 3 推進体制

教育大綱を推進するためには、行政における推進体制の整備や充実を図り、町民や教育関係者の理解や協力を得ながら、行政と教育委員会が一体となって推進する必要があります。



---

## 第2章 教育大綱

---

### 1 目標

ゆがわら 2011 プラン（湯河原町新総合計画）の「文化・教育」に係る基本目標を踏襲し、湯河原町教育大綱の「目標」とします。

生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり

地域の伝統を大切にしながら、生涯に渡る文化、学習、スポーツなどの活動を通じて、健やかな体と豊かな心を育むまちづくりを進めます。

### 2 基本方針

目標を達成するために、4つの「基本方針」を掲げます。

- I 一人ひとりの子どもの未来を拓く教育の推進
- II 子どもから大人までともに学び成長する「まち」の創生
- III 学校、家庭、地域が連携を深め協働する教育環境の醸成
- IV 芸術・文化・スポーツに親しみ、郷土を愛する心、人の温かさを大切にする心の育成

## ◆基本方針の狙い

### I 一人ひとりの子どもの未来を拓く教育の推進

子どもたちへの教育は、単に知識を詰め込むものではなく、「学ぶ意欲」を高め、自らの問題を考え、解決していくことが大切です。

目標や課題を考えて、取り組んでいこうと努力することにより、未来を切り拓いていく勇気と力を育みます。

### II 子どもから大人までともに学び成長する「まち」の創生

住民が、生涯を通じてお互いに学びあい、高めあえるまち、多くの人と関わり、つながりを持ちながら元気で活力のあるまちを目指していきます。

### III 学校、家庭、地域が連携を深め協働する教育環境の醸成

学校、家庭、地域が相互に連携・協力して子どもたちの健やかな成長を支援していくため、開かれた学校づくりを進め、地域全体で子どもたちの成長を見守っていきます。

また、家庭教育が教育の出発点であり、重要な役割を担っていることから、家庭教育の向上を図ります。

### IV 芸術・文化・スポーツに親しみ、郷土を愛する心、人の温かさを大切に にする心の育成

芸術、文化、スポーツの振興は、潤いのある生活に欠くことのできないものです。芸術と文化に彩られるまちづくりを目指し、郷土を愛する心を育みます。

### 3 施策の目標

教育大綱の目標である「生涯を通じて学び豊かな心を育むまちづくり」の実現に向けて、基本方針に沿った5つの基本目標を掲げます。

#### 基本目標 1

「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む学校教育を推進します。

#### 基本目標 2

安全に安心して学べる教育環境を整備し、地域ぐるみで子どもの学びと育ちを支援します。

#### 基本目標 3

子どもから大人まで、いつでも・どこでも・だれもが学ぶことができる環境の創出に努めます。

#### 基本目標 4

郷土の歴史や芸術・文化に親しみ、郷土を愛する心を育み、安らぎのある生活・生きがいを持てる活動を支援します。

#### 基本目標 5

生涯にわたってスポーツに親しむことで、健康増進・体力向上を図り、心身共に充実した生活を応援します。

## 第3章 重点的に取り組むべき項目

基本目標 1 「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む学校教育を推進します。

### (1) 確かな学力

- 子ども一人ひとりの発達段階に合わせ、創意と工夫ある教育課程の編成及び学習指導の充実、改善を図ります。
- 主体的に学習に取り組む態度を育成します。
- 保育所、幼稚園、小学校、中学校が連携した教育を推進します。
- A L T（外国語指導助手）を活用した英語教育を推進します。

### (2) 豊かな心

- 他者との違いを認める豊かな感情、生命の尊重、思いやる心などを育むため、道徳教育や体験活動などの充実を図ります。

### (3) 健やかな体

- 規則正しい生活習慣の定着や、運動能力と体力の向上を図ります。
- 食に関する正しい知識や理解により、望ましい食習慣の定着を図ります。

### (4) 人権教育

- 人権尊重の理念について、正しい理解を深め、いじめや暴力などの防止を図ります。

### (5) いじめ対策

- 「湯河原町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの「未然防止」、「早期発見・早期対応」「早期解決」に努め、学校、家庭、関係機関が連携を深め、いじめを「しない・させない・許さない」社会の醸成により、町全体でいじめから子どもを守ります。

### (6) 不登校対策

- 適応指導教室とスクールカウンセラー、支援教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカー、町福祉部門などと連携を強化して、様々な課題を抱えた児童生徒及び保護者に対し、粘り強く相談・指導にあたり、学校復帰につなげます。

基本目標 2 安全に安心して学べる教育環境を整備し、地域ぐるみで子どもの学びと育ちを支援します。

- (1) 学校施設の老朽化対策
  - 校舎、体育館等について、長寿命化や整備計画について検討します。
- (2) 青少年の健全育成
  - 青少年を取り巻く有害環境対策を推進します。
  - 青少年育成団体の活動を支援します。
- (3) 学校支援ボランティアの活用
  - 地域全体で学校を支援する体制を推進します。
- (4) 小中一貫教育及び小規模校への対応の検討
  - 義務教育の9年間を通じて、児童生徒の発達段階に合った学びができるよう、本町の特性を考慮しながら検討します。

基本目標 3 子どもから大人まで、いつでも・どこでも・だれもが学ぶことができる環境の創出に努めます。

- (1) 家庭教育の推進
  - 教育の出発点である家庭教育においては、その役割を十分果たすことができるよう、子育てする家庭への支援を充実していきます。
  - 家族みんなで本を読む「家読（うちどく）」を推進します。
- (2) 生涯学習の支援
  - 住民の学習意欲に対応するため、学習プログラムや文化、学習情報を提供します。
  - 各年代層に対応した自主的な文化活動や学習活動を支援します。
- (3) グローバル社会への対応
  - 様々な分野で活躍できる人材を育成するため、子どもたちのコミュニケーション能力の向上と、国際感覚の醸成を図ります。
  - 高度情報化社会の進展により、ICT（情報コミュニケーション技術）を活用して、「情報活用能力」を身に付けることができるよう、情報教育の充実を図ります。



**基本目標 4** 郷土の歴史や芸術・文化に親しみ、郷土を愛する心を育み、安らぎのある生活・生きがいを持てる活動を支援します。

- (1) 芸術・文化の振興
  - 芸術、文化は心の豊かさをもたらすばかりでなく、地域の活性化にも有用であり、文化活動団体への支援、文化祭・音楽会の開催など多彩な活動を支援していきます。
- (2) 伝統文化の継承
  - 伝統文化の継承に取り組み、発表の場の提供に努めます。
- (3) 文化遺産の保護・活用
  - 有形・無形の文化遺産を保護、周知に努めます。

**基本目標 5** 生涯にわたってスポーツに親しむことで、健康増進・体力向上を図り、心身共に充実した生活を応援します。

- (1) ニュースポーツの普及促進
  - ニュースポーツは、だれでも気軽にできる手軽なスポーツとして、普及促進を図ります。
- (2) スポーツ指導者の育成
  - スポーツを通じて、健康維持と体力づくりを図り、住民がいきいきと暮らせるよう、スポーツの普及のための指導者を育成していきます。
- (3) 未病を改善する活動の支援
  - 高齢者を中心とした健康・体力保持により、未病を改善する活動を支援していく。また、湯河原町ヘルシープラザは、県から「未病いやしの里の駅」に指定されており、その活用を図ります。

【関係法令】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

教育基本法

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。